

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	嘉島町 43442
地域名 (地域内農業集落名)	嘉島地域 (上六嘉、西村、下六嘉、三郎無田、井寺、北甘木、上島、滝河原、鯨、高田、上仲間、下仲間、犬渕)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	641.21 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	630.44 ha
② 田の面積	630.11 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	11.10 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	618.20 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業は米・麦・大豆等普通作のブロックローテーションを全域で展開しており、計画的・安定的に農作物の栽培がおこなわれている。また、一部農業者によりイチゴ、トマト等の高収益作物の栽培等も行われている。

農地は、大半が圃場整備された水田で構成されているが、20aに満たない農地が点在している地区もある。また、一部の農地は内水氾濫により農作物被害が常習化している箇所もある。

用排水路の基盤整備はほとんどの箇所で完了しているが、整備から数十年の年月が経過しており経年劣化が進行している。

農業の担い手としては、平成27年に大型農業法人である農事組合法人かしま広域農場が設立され、農地の集積が進んだが、集約化はこれからである。また若手の担い手も複数人存在するが、農業者の高齢化は進行している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

町内での主要作物である米・麦・大豆のブロックローテーションに取り組み、転作作物の安定生産を行うとともに、畦畔除去や圃場整備による圃場の大規模化や大型機械の導入による適期作業により生産性の向上を目指す。更に、水田での畑作物作付け増加に伴う地力低下対策として、有機物(稲わら・堆肥等)の導入を積極的に推進する。

また、農業者の高齢化に伴う耕作放棄地の拡大を防止するため、担い手への農地集積・集約を推進するとともに、少ない農業者でも効率よく農作業を行うため、スマート農業の導入を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を基本とする。 また、貸付先の担い手が営農継続困難となった際には、各行政区により協議を行い、貸付先を検討する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	81.53	%	将来の目標とする集積率
			96.41 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地の集約を進める中で、団地1つあたりの面積を1ha以上に拡大していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
認定農業者等の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地の賃貸借契約は、原則として農地バンクを活用し転貸により行う。契約の際には各集落や農業委員等と調整し、所有者・耕作者の意向を確認しながら進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組
・鯉、上仲間地区において、用排水路の整備・再整備等を計画する。 ・通常時において水路の水面高が高く、排水がうまく機能しない農地が点在する地区において、水路・圃場等の再整備を計画する。 ・基盤整備後に老朽化が進行した施設の適切な維持管理及び生産基盤の再整備を計画する。 ・農地の大区画化を計画する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
米・麦・大豆等の基幹作業については、JA、各区生産組合、機械利用組合、農事組合法人かしま広域農場や認定農業者等への委託を進め、作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①カラス・カモ等鳥獣被害防止のため、有効な資材の投入等についてJA等の関係機関と連携を取りながら検討を行う。
- ②IPMの取り組みにより、有機・減農薬・減化学肥料を行うとともに、土壌分析等により効率的な施肥設計を行う。
- ③スマート農業機械の導入を推進するとともに、地域内の農業機械の導入状況把握による無駄のない機械導入計画を検討する。
- ⑧基盤整備後経年劣化が進行している施設や、未整備施設についての再整備・整備を計画するとともに、有効な排水を確保するために農地への暗渠排水導入も検討する。
- 耕畜連携を推進するためストックヤードの設置も検討する。
- 北甘木字小豆坂において、(株)熊本製蒔により農業用施設を建設予定。(もやし生産工場／令和7年度建設予定)
- ⑨大豆栽培の拡大による雑草対策を検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

[illegible]

注1「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	農事組合法人かし ま広域農場	防除・収穫	米・麦・大豆
2	各認定農業者 ・認定新規就農者	作物生産に伴う全作業	米・麦・大豆
3	各区生産組合	防除・収穫	米・麦・大豆
4	各区機械利用組合	防除・収穫	米・麦・大豆
5	上益城農業協同組合	防除・収穫	米・麦・大豆

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。